

部活動指導員（案）

これまでとこれから

R3年度
（教育課・中学校長）

R4年度より土日に活動する全ての部活動へ
部活動指導員の配置（土日のみ）を決定

R4～6年度

部活動指導員11名（R5より12名）
週末対応型部活動指導員の体制で活動

* 平日は外部指導者、週末の活動のみ部活動指導員の立場で活動

R7年度

中体連大会対応型部活動指導員の体制で活動

* 中体連地区総体・地区新人大会、その上位大会に限り
部活動指導員の立場で活動し、大会の引率を可能とする。

全国中学校体育大会では令和5年度より、外部・校外コーチの引率と監督が全競技で認められており、東北中学校体育大会でも令和6年度より、各自治体の状況に応じて申請があれば外部・校外コーチの引率と監督を認められています。山形県中体連では各自治体の状況がさまざまであることから、令和7年度より全国・東北の上位大会については、各自治体の状況に応じて申請があれば外部・校外コーチの引率と監督を認める予定です。部活動指導員の立場であれば地区大会についても引率可能となるため、遊佐町では令和7年4月の部活動地域クラブ化以降も、一部「部活動指導員体制」を残すこととしました。

なぜ中体連大会対応型？

令和7年4月より、遊佐町では週末の部活動は原則行わない

→これまで同様の週末対応型部活動指導員配置事業は不要

→しかし、**中体連地区総体・地区新人大会**の引率を考慮する必要がある

◇生徒が質の高い指導を大会当日も継続して受けられること

◇教職員の働き方改革

以上を考慮し、**中体連大会対応型部活動指導員の体制**への移行

平日も部活動指導員から指導してもらう？

→現段階では、平日の部活動における部活動指導員配置は想定していません

→令和4年度より全ての部活動に部活動指導員を配置することを優先してきた経緯があり

* 予算上、週末対応型であれば可能であったためその形で実施

→経費は 週末対応型 > 中体連大会対応型

この差額によって生まれた予算をもとに

来年度、新規に「**部活動地域移行受け入れ先クラブ支援事業**」を開始

部活動地域移行 受け入れ先クラブ支援事業（案）

新規事業（令和7年4月～）

持続可能な部活動地域展開に向けて

- ①部活動改革コーディネーターの任用
部活動とクラブ活動の調整役
- ②中体連大会対応型部活動指導員
段階的な移行のため町独自の方法で部活動指導員体制を継続実施
→地区総体・地区新人、その上位大会のみ対応の部活動指導員
- ③保護者負担の軽減
地域クラブ活動の運営費（人件費・消耗品等）の受益者負担
→部活動地域移行受け入れ先クラブ支援事業で軽減

受け入れ先クラブ支援とは？

交付金を交付します

①基準額として

各クラブに対して【月 5,000円】

②加算額として

受け入れている遊佐中学生一人につき【月 1000円】

具体的には？

申請するには

- ①交付申請書
- ②収支予算書
- ③中学生が在籍していることを証明する名簿
- ④運営団体の総会資料その他の事業内容を示す書類
（事業計画を含む）

上記の書類を提出します

具体的には？

その他の手続き①

毎月実績報告書を提出いただきます

- 「遊佐町中学校部活動地域クラブ化ガイドライン」が遵守された活動かどうかを町が把握するため
- 部員数・活動実績に応じて交付金の額が変わるため

具体的には？

その他の手続き②

最終月に収支精算書を提出いただきます

- 交付金の適正な使用がされているかを確認するため
- 今後の参考としてクラブ運営に係る経費をデータとして記録するため

受け入れ先クラブ支援とは？

Q & A

Q 1 : 交付金の額が変動するとは？

A : 3年生の引退などにもないクラブ加入生徒数が変動すると加入者数ごとに加算される額が変動します。

Q 2 : クラブ加入者が0名になったら？

A : その月の基準額・加算額ともに交付は行いません。また、活動が無かった月も交付は行いません。

受け入れ先クラブ支援とは？

Q & A

Q 3 : 申請はいつまですればいいですか？

A : 要綱では、町長が別に定める日となっています。現段階では4月末日までの提出期限を予定しています。

Q 4 : クラブ加入者数が4月で確定しないときは？

A : 見込み人数で収支予算書を提出していただいてもかまいません。ただし、加入者数が確定後速やかに名簿を提出してください。

受け入れ先クラブ支援とは？

Q & A

- Q5：交付の対象となる経費はどのようなものですか？
 A：指導者の賃金、大会参加費、保険料、消耗品費等事業の実施に要する経費です。ただし、懇親会費は対象外となります。
- Q6：交付の取消しはあるのですか？
 A：交付要綱やガイドラインに違反したり、不正・怠慢など不適正な行為が発覚したりした際に町長の指示に従わないときなど取消しの対象となります。

受け入れ先クラブ支援とは？

Q & A

- Q7：重複して2つのクラブに参加する生徒がいるときは？
 A：部活動地域移行受け入れ先クラブの支援という目的上、その生徒が中学校でどの部活動に入っているかによって支援するクラブを決定します。
 例) 部活動はバスケット部に所属している生徒
 第1週と第3週の週末は、バスケットクラブに参加
 第2週と第4週の週末は、サッカークラブに参加
 →このケースは、バスケットクラブが支援対象となる

受け入れ先クラブ支援とは？

Q & A

- Q8：新しいクラブも申請できますか？
 A：現段階では、基本的に遊佐中の部活動の地域クラブ化のための支援です。部活動にない活動への支援は現状想定しておりません。※サッカーは例外
- Q9：申請書や報告書の様式データはもらえますか？
 A：部活動改革コーディネーターにメールをもらうとデータを送付することができます。月々の実施報告もコーディネーターへメール提出も可能です。

お問い合わせ（提出窓口）について

部活動指導員

【お問い合わせ】
 総務学事係 72-5891

【提出先】
 令和6年度までと同様、学校より教育委員会総務学事係へ実績報告書を提出

部活動地域移行受け入れ先クラブ支援事業

【お問い合わせ】
 総務学事係 72-5891
 遊's事務局 72-5455

【提出先】
 町民体育館内「総合型スポーツ文化クラブ遊's事務局」部活動改革コーディネーターへ申請書類、実績報告書等を提出
 （土日、夜間も対提出可能）